

中世ニュルンベルクの国際商業の展開

瀬原 義生

第1部 中世ニュルンベルク市の成立

1. 都市の発端*

ニュルンベルクの起源は、1040年ごろ、ザリアー朝の皇帝ハインリヒ三世が、ここに館を設け、宮廷会議を開いたのに始まる¹⁾。その位置は現在の高台にあるブルクのところであるが、まだ城は築かれておらず、さしあたって文書発給の地として「ニュルンベルクにて発給す Actum Norenberc」 「王領地ニュルンベルクにて in Nuorenberg suo fundo」などと記されている²⁾。城 <castrum> と記されるようになるのは1105年のことである³⁾。岩山——nuorin は巖を意味す——にある城には、同処に詰める家士（ミニステリアル）たちを給養する設備や食糧を貯蔵する空間がなく、その設備は、城から南東300メートルのところのところに設けられた。これを <Bauhof> というが、その位置は今日の聖エギーディエン修道院のところである。

城の南側、ペグニッツ河に降りていく平坦地 Flecken には、近隣の王領地、王有林の管理に当たる家士（ミニステリアル）たち、さらには彼らの需要に応じた手工業者たちが住み、次第に拡充していった。城のすぐ真下に楯師小路、鍛冶屋小路、雑貨商小路の路地名が残っている。Flecken の南端に、使徒ペテロ、パウロに奉獻された礼拝堂が建てられたが、1070年ごろ巡礼者が在地の隠修士ゼーバルトの墓を同所で発見し、礼拝堂はゼーバルトに捧げられることになった。現在の聖ゼーバルト教会が建てられるのは1230年ごろのことであり、1255年同教会は教区教会と記されている⁴⁾。

皇帝ハインリヒ三世は、さらに1062年以前に、ニュルンベルクに市場を開設した。造幣権、関税徴収を含めてである。その権利は、ニュルンベルク北西に接したバムベルク司教領フルト Fürth に同皇帝が与えていたものを、同皇帝が一時ニュルンベルクに貸与・転用して開かれたものであり、1062年ハインリヒ四世のとき返還を余儀なくされた⁵⁾ が、ニュルンベルクの市場はそのまま存置された。ゼーバルト教会の北側、今日の Albrecht-Dürer-Platz のところで、当時ミルク市場と称された。それへの出入口は、城の左下に設けられた Tiergartentor で、これがニュルンベルク最古の門である。門があるということは、囲いの存在を意味するが、それは Tiergartentor – Albrecht-Dürer-Str. – Weinmarkt – Sebald 教会 – Bindergasse – Tetzeltgasse – Paniersplatz を結ぶ線であったようであるが、石造りの囲壁であったかどうかは、定かではない。とにかく、12世紀の市域は正方形をなしていたのである⁶⁾。

始めニュルンベルクは、広大な王領の管理所として重視され、1065年ごろの「王領地目録 Indiculus curiarum, Tafelgüterverzeichnis」に、「王への給養 regalia servitia」を司どるところ⁷⁾ とある。同「目録」は、ニュルンベルクの王領地であることを再確認する意味もあった。しかし、帝国領回復政策、また対ボヘミア制圧政策の拠点としての重要性が増すにつれて、これに対応した国王の取り扱いが見られる。すなわち、ハインリヒ四世は国王直轄領として自由人出身のフォークトを置き、1112

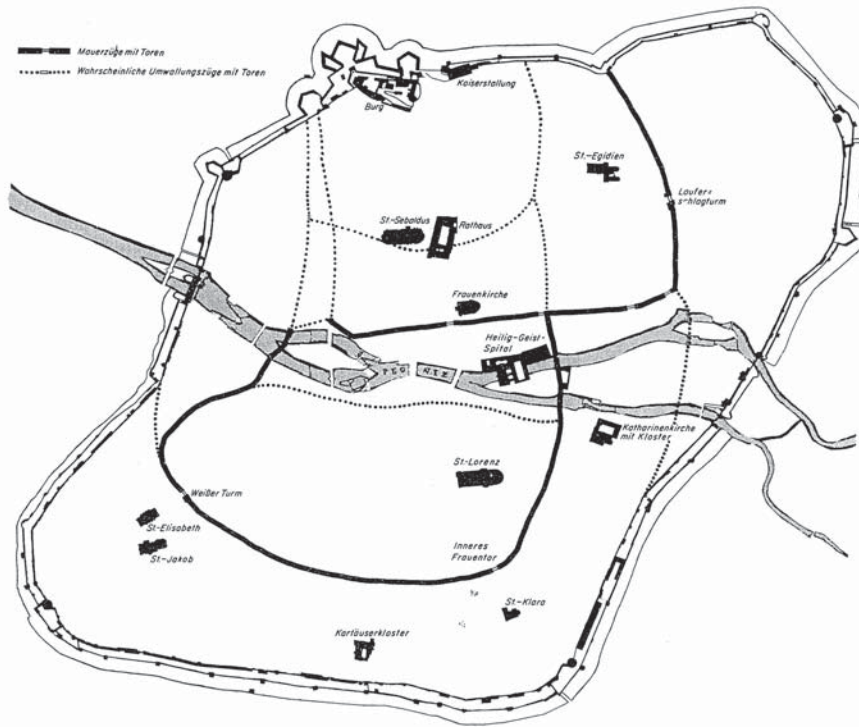
年には、「皇帝権指定地域 *locus imperiali potestate assinatus*」と記されている⁸⁾。シュタウフェン朝はこの地をハインリヒ五世から受け継ぎ、コンラート三世は1138年ここに守備責任者・都市支配権者として <castellanus, Burggraf> を置いた⁹⁾。このころにはニュルンベルクの市内外には有力なミニステリアルが多く定住するようになっており¹⁰⁾、それらとの釣り合い上、フォークトは廃され、Burggrafが任命されたのであろう。次の皇帝フリードリヒ・バルバロッサ帝は1163年と1166年にここで宮廷会議を開き、1183年にはここは <palatium> と称されている。1156年ビザンツ皇帝マヌエルの使者が迎えられたのも、この宮廷においてである¹¹⁾。

ブルクグラフ職には、始め下オーストリアの領主である Raab 家が就任していたが、その断絶後、南西ドイツの領主ツォーレルン Zollern 家に与えられた。しかし、同家はニュルンベルクに関する上級裁判権をもたず、当面は実質的支配権をもたなかった¹²⁾。実質的支配権をにぎったのは、皇帝の自由になるミニステリアル出身の <buticularius, Butigler> (膳部長) ——史料初見1220年——で、彼は皇帝に代わってニュルンベルク周辺の王領地での裁判を主宰し、同領地の貢租の徴収、修道院の保護・維持に当たり、造幣を行うなど、事実上の行政官であった。彼らの働きによって、ニュルンベルクはバイエルン大公国の支配に併呑されるのを免れたのである¹³⁾。市内の行政・治安維持に当たったのは <scultetus, Schutheiss> ——史料初見1173年——で、彼は上級裁判権を行使した。これによってニュルンベルクが他の裁判権の及ばない独立した行政区をなしていたことが判る¹⁴⁾。

市民の台頭過程をみると、1112年関税徴収所が設けられ¹⁵⁾、1140年以来造幣所が作動している¹⁶⁾。1146年にはユダヤ人居住区(現在の市場広場のところ)がみられる¹⁷⁾。1163年皇帝フリードリヒ一世がバムベルク商人、アムベルク Amberg 商人に与えた文書によれば、「ニュルンベルクの者たちが帝国全体において得ており、商業を営んでいる安全と自由」を賦与する、とあり¹⁸⁾、ニュルンベルク商人の台頭ぶりがうかがわれる。

ところでニュルンベルクには、ペーグニッツ河の南側にもう一つの集落があった。すなわち、12世紀中頃シュタウフェン朝の植民活動の一環として、現在の聖ヤコブ教会のところに王領地管理所が設けられ、その東方に紡錘型の集落が出現していたのである。ヤコブ教会と後の聖ローレンツ教会を紡錘の両端として、Breite Gasse (1295)、Karolinenstrasse (1286)、Adlerstrasse が弧を描き、平行して生まれた。興味ふかいことに、カロリーネン通りがかかって「フィッシュバッハといわれる川の近くの *apud ripam, que vulgariter Visspach dicitur*」といわれたように、南からペーグニッツ河に北流してきた細流 Fischbach が聖ローレンツのところで二つに分けられ、左へねじ曲げられ、カロリーネン、ブライテ通りに沿って流された。この小川には水車が設けられたが¹⁹⁾、そのもっとも古い記録として、1234年に <molendinum apud Vischbach> と出てくるのが、もっとも古い記録である²⁰⁾。この水車は製粉、屠殺業、革なめし業、染色業、とりわけ金属加工業に用いられ、最後者はのちのニュルンベルク産業の特色となすものとなる。農民の集住と手工業者の流入によって人口が急速に増加したらしく、その保護のため1250年頃、この地区は紡錘型の囲壁と壕で囲われることになり、その東端に1270年頃からローレンツ教会が建てられた。この地区が Fürth 教区から離れて、独立した教区を形成したのもこの頃とおもわれる²¹⁾。

北のゼーバルト区でも市域の拡張がおこっていた。今日 <Füll> (埋め立て地) という街路名が示すように、ゼーバルト教会の北側を西へ走るこの街路とその延長である Lammsgasse はもと湿地であったが、盛り土され、道路化したものである。ペーグニッツ本流北岸の、今日の <Fleischbrücke>



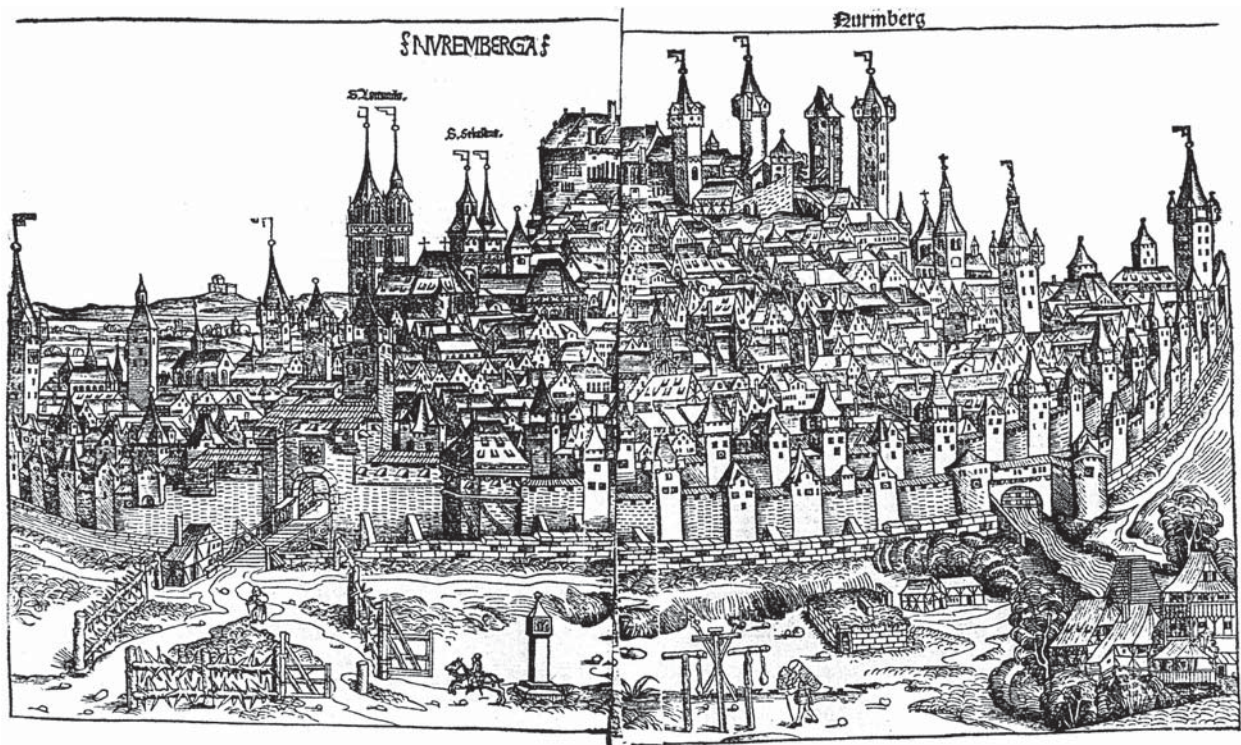
ニュルンベルクの地誌的發展図

出典：Pfeiffer, S. 56.

の西に掛けて水車——その数は1325年、11基あった——が設置されたのは、おそらく南地区の水車と同時期だろう。それらはもっぱら金属加工に使われた。その上流には、製粉、縮絨・染色、革なめしに使用された水車18基があったという。この数に示されている手工業者の増加は、河岸の湿地帯の盛り土による住宅地化をもたらし、それにつれて囲壁も広げられた。はじめは旧市域がそのまま南方に向かって広げられ、次いで東西へ拡張された。拡張された囲壁は、ブルクを出発して、東北角のFröschtor（今日のMaxtor）から直線的に南下し、Laufertor（Innere Laufergasse東端）を経て、ペーグニッツ本流に達する直前、西へ曲がり、Neuegasseを西進し、Frauenkircheの南側を通過し、Albrecht-Dürer-Str.をまっすぐ北上して、Tiergärtnertorに達するものであった。その建設時期は、ローレンツ区の囲壁建設とほぼ同じ1250年頃であるが、それは、市民共同体の成立時期ともほぼ一致しているのである²²⁾。

ついでに、その後のニュルンベルクの市域の拡大に触れておきたい。ゼーバルト、ローレンツ両地区を一つの囲壁に包括しようという事業は、1320-30年代に入って、市参事会によって着手された。まず両地区を繋ぐため、東のNeue Gasseの途中（Malergasse）から壁が南に伸ばされ、二つの橋でSchütt島を挟んでペーグニッツ河を渡り、ローレンツ区の東北角に接続した。河の北岸東端には大きな施療院Heiliggeistspital（1332）が、橋には<Weibereisen><Männereisen>という二つの塔——史料初見1323年——が設けられて、防衛に当てられた。西の方では、ペーグニッツ下流の小島に、今日Henkerstegと呼ばれる橋を渡して南北を繋いだ。南北両方地区を繋ぐ中心道路はすでに1236年に建設されており、「公道strata publica」と称されているが、現在のKarlsstr.か、Burgstr.の延長されたものかどうか——後者の公算が大きい——は不明である。こうした上で、1349年ユダヤ人を追放して、中心市場が現在の場所に開設されたのである²³⁾。

最後の大幅な拡張は、1340年代に始まる。まず1346年南西角のSpitaler Torが成り、1377年最東端



15 世紀末のニュルンベルク（市壁が二重になっていることに注目）

の Ausser Laufertor の建設に着手されている。1380 年には西北の出入り口として Neue Tor、1388 年東南角に Frauentor が完成し、こうして四隅を確定したうえで、その間に石造の壁が構築された。全工事が完了するのは 1452 年のことである。驚くべきことに、この壁は二重になっていて、都市は二重の壁によって取り巻かれた訳である。内側の壁には八三の塔、外側の壁には四〇の塔を備え、壁の厚さはその上で武装した市民二人が優にすれ違えるほどであったという。市壁の外側にはさらに壕が掘られ、その巾は 30 メートルあったが、それらはみな全市民の労働奉仕によって掘られたのであった。すなわち、1430 年の『壕築造書 Grabenbuch』によれば、12 歳以上の男子は年一日の労働奉仕を義務付けられ、不可能な者は代納金を納めねばならなかった²⁴⁾。こうしてニュルンベルクの威風堂々たる市壁は出来上がったのである。

注

* 筆者はかつてニュルンベルク市の発端を素描したことがあるが、地誌的記述が簡単に過ぎ、かつ不正確であったので、その部分については本節をもって代えることにする。瀬原義生『ドイツ中世都市の歴史的展開』（未来社、1998 年）、70 頁。

1) Pfeiffer (hrsg.), Nürnberg-Geschichte einer europäischen Stadt, 1970, Bd.1, S.11. ボーズル K.Bosl は、オットー朝の時代にすでに砦が築かれていたが、その後荒廃し、ハインリヒ三世はその廃墟の上にあらたに館が造営したと推測している。Ibid., S.13.

2) Nürnberger Urkundenbuch, Bd.1 (5 Lieferung, 1951-59) (以下、UB. と略す), no.9, 10, 13, 16, 17, 18, 19, 20 (S.6-13)

3) UB., no.22 (S.15) … castrum nostrum Nurenberc …ボーズルは、1040 年に築かれた王の館はその後破棄され、1105 年に新たに建造されたのではないかと推測している。Pfeiffer, S.13.

4) Pfeiffer, Bd.1, S.55 ; Bd.2, S.32. オットー朝のハインリヒ二世は、1015 年、アイヒシュテット司教を脅して、ペーグニッツ河以北を 1007 年新設されたバムベルク司教座の教区として、同座に譲渡させた。

Giesebrecht, *Geschichte der deutschen Kaiserzeit*, Bd.2, S.52f.

- 5) UB., no.14 (S.8f.)
- 6) Pfeiffer, Bd.1, S, 55f.
- 7) UB., no.15 (S.10) なお、この「目録」には、Nuremberg castrum の表現が出てくるが、ボーズルは、史料の発行期日が不確かであるという理由で、採用していない。Pfeiffer, S.13.
- 8) UB., no.26 (S.18)
- 9) UB., no.34 (S.25)
- 10) UB., no.70 (S.47f.) 1163年のこの文書によると、バムベルク司教は、これまで自分の人身支配下にあり、貢納義務を負った五人の女とその一人の女(黒人)の息子三人を隷属身分から解放し、帝国ミニステリアルにすることに同意している。また1173/74年のある史料によれば、ニュルンベルクのあるミニステリアルが、バムベルク司教座に一人の召使い女を寄進し、その代償として隷属身分から解放されている。UB., no.79 (S.57f.) このようにミニステリアル化することによって、市内居住民を事実上の自由民としていったのである。また、ニュルンベルクの周辺に帝国ミニステリアルの城砦がひしめくにいたった状況については、Pfeiffer, S.18f. をみよ。
- 11) UB., no.88 (S.63) ; Pfeiffer, S.16ff. ; Hofmann, *Nobiles Norinbergenses. Beobachtungen zur Struktur der reichsstädtischen Oberschicht* (in: *Untersuchungen zur gesellschaftlichen Städte in Europa*, hrsg. von Th. Mayer, V.u.F. XI, Stuttgart, 1966), S.58.
- 12) Pfeiffer, S.20 ; Hofmann, S.58.
- 13) Pfeiffer, S.20f.
- 14) UB., no.79 (S.57) ; Pfeiffer, S.21.
- 15) UB., no.26 (S.18) これはヴォルムス商人に関税免除を認めた文書で、そこにニュルンベルクの地名が出てくる。
- 16) Hofmann, S.58.
- 17) UB., no.53 (S.38)
- 18) UB., no.72 (S.50) … eandem secritate ac libertate qua et Nurembergenses per universum imperium nostrum pociantur et sua peragant commercia …
- 19) Pfeiffer, S.20, 60f. なお聖ヤコブ教会は1209年ドイツ騎士団支部館となった。ibid., S.61.
- 20) UB., no.260 (S.155) この水車群は1325年11基を数えたが、Schwabenmühle とも称されている。おそらく麻織物、のちにはバルヘント織物の製織技術、同縮絨・染色の技術をもったシュヴァーベン地方の住民が多数南地区に移住してきたことを物語るものであろう。
- 21) Pfeiffer, S.61f. ; ibid. Bd. 2, S.32.
- 22) Pfeiffer, S.59f.
- 23) Ibid., S.58, 89.
- 24) Ibid., S.90f. ; G. Strauss, *Nuremberg in the Sixteenth Century*, Indiana U.P., 1976, p.12f. 市壁からページニッツ河を東に出た上流に、富裕市民のウルマン・シュトロマーがイタリアから学んで、1390年に設置したドイツ最初の製紙用水車 Hardermühle があったが、1414年コンスタンツ公会議準備のためこの地を訪れていた皇帝ジギスムントは、その施設の同類のものを購入してハンガリーに持ち帰り、シュトロマーの息子に運転技師を世話してくれるように依頼している。Chroniken d.deut.Städte, Bd.1 (Nürnberg 1), S.77f. ; Pfeiffer, S.92 ; W. Baum, *Kaiser Sigismund*, 1993, Graz, S.97.

2. ニュルンベルクの都市貴族支配

ニュルンベルクの人口は、都市成立後急速に増加し、15世紀前半には2万～2万5000人に達し、その外郭集落 Gostenhof, Wöhrd を含めると、さらに2,000～3,000人を加えることになり、ケルンに次ぐ、ドイツ第二の大都市となった¹⁾。それにともなって自治組織も順調に形成された。1219年皇帝フリードリヒ二世によって発布された解放特許状によれば、いままで市民個人から徴収されていた皇帝への租税が、市民共同体 *communitas* から徴収されるとあり、住民のまとまりが見て取

れる。ニュルンベルクの行政を執行したのは皇帝の代理人であるシュルトハイス（執政）——14世紀に入って、その職は有力市民に資金提供の担保として委託された——であったが、それを補佐した組織として、裁判参審委員会のほかに、指名人と呼ばれる市民団体があり、これらが実質的に市政の担い手であった。1256年のライン同盟加盟にあたって、ようやく市参事会が現れるが、1318年の都市官職表によれば、市参事会員12名、参審員13名、指名人64名の名前が列挙されている²⁾。これらの人びとは主として市内外に土地を所有する帝国直属の家士出身者であり³⁾、都市貴族の地位を占めたが、彼らは時が経つにつれて、封建的特権意識を捨て、市民として市の経済活動にも指導的役割を果たした。この都市貴族の支配は、1348年ツンフト騒擾によって一時危機に陥るが、皇帝カール四世の介入によるツンフト市政の崩壊によって、救われ、以後、ツンフト結成は禁止され、門閥市民層による市政独占は19世紀まで続いた⁴⁾。では、彼らの優越した地位を支えた経済活動とはなんであったのだろうか。

注

1) Ammann, S.16.

2) 拙著『歴史的展開』72頁。

3) これら初期の都市貴族層の土地所有者的性格について、高木真理子「十三世紀ニュルンベルク市における〈都市自治〉の確立」(『比較都市史研究』2巻1号、1983年6月)が、また市参事会に成立過程について、佐久間弘展「中世後期ニュルンベルクにおける参事会都市支配の確立」(『早稲田大学西洋史論叢』8、1986年)が、詳しく論じている。

4) ニュルンベルクのツンフト騒擾については、簡潔ながら、拙著『歴史的展開』131頁以下を参照。さらに14世紀後半以降の市参事会における門閥支配の確立については、佐久間弘展『ドイツ手工業・同職組合の研究——14-17世紀ニュルンベルクを中心として——』(創文社、1999年)、23頁以下を参照。

第2部 中世ニュルンベルクの金物業と国際商業

中世ニュルンベルクの市政は、門閥市民による寡頭制支配を特徴とするが、彼らは単なる土地所有からくる収入に依存する保守的社会層ではなく、鉄産業や国際商業を積極的に展開し、また権力者に融資し、その商業政策決定に参与する役割を演じた。以下はその実態を多少とも明らかにしようとするものである。

1. ニュルンベルクの手工業、とくに金物業

ニュルンベルクの小売業、手工業に関する史料が出てくるのは、14世紀初頭から記述が始まる『規約書 *Satzungsbuch*』においてである。例えば1302-1315年の『規約書』には、パン屋、織布業者、ワイン飲み屋、水車屋、魚屋、刃物屋、ビール飲み屋、瓦屋などに関する規定が出てくる¹⁾が、規約の大部分は、些少の禁止事項、違反に対する罰則を規定したもので、手工業者の人数とか、生産量などは判らない。ただし「いかなる手工業者も、市参事会の上承なしに、組合を作ってはならない」²⁾の一項があるのと、織布業者を南北地区に各三人に限定し、「灰色布を縮絨するに当たっては、二十年来の如くに *als vor zwainzic iaren*、その巾と厚さを維持すべし」³⁾とあるのが注目される。つまり、手工業活動が13世紀半ば過ぎに遡ること、早くから同業者組合結成の動きがあったことがうかがわれるのである。

手工業者の数は、1363年の『親方帳 Meisterbuch』によってはじめて知られる。親方数は50業種、総計1150人余を数える。その詳細を掲げれば、次の如くである⁴⁾。

業 種	親方数	業 種	親方数
1. 仕立屋	76	26. 刃物業者	73
2. マント仕立屋	30	27. 鐘鍛治匠	8
3. 胸甲作り師	12	28. 錫容器鋳物師	14
4. 鉄製籠手作り師	21	29. 袋物匠	22
5. 鉄鎖頭巾作り師	[4]	30. 手袋匠	12
6. ピン・鉄線鍛治師	22	31. 袋小物師	12
7. 刀剣鍛治師	33	32. パン屋	75
8. 桶屋	34	33. 刀剣磨き師	7
9. 車大工	20	34. 革なめし匠	57
10. 家具匠	10	35. ガラス吹き匠	11
11. ブリキ容器加工業者	15	36. 左官	6
12. 鉄兜鋳物師	6	37. 粗毛織物匠	28
13. 錠前師	24	38. 帽子屋	20
14. 手綱・拍車作り師	19	39. 毛織物けば立匠	10
15. 鉄製たが作り師	12	40. 鞍作り師	17
16. 釘作り師	6	41. 魚屋	20
17. 錠前取り付け師	17	42. 縄作り師	10
18. 武具鍛治匠	9	43. 石工	9
19. 蹄鉄鍛治匠	22	44. 建具師	16
20. 鍋鍛治匠	5	45. 陶工	11
21. 鋳掛け屋	8	46. 鏡板・数珠作り師	23
22. 靴屋	81	47. 革漂白師	35
23. 靴修理師	37	48. 毛皮加工業者	60
24. 金細工師	16	49. 肉屋	71
25. 両替商	17	50. 染屋・毛織物匠	34

このリストによると、パン屋、肉屋、仕立屋、靴屋が各70-100人の親方をもち、つづいて金属加工業関係の親方が350人、毛皮加工から袋物、手袋製作にいたる皮革業者が200人、織物業者、建築業者が各70人となっている⁵⁾。このうち他都市と比べて⁶⁾目を引くのは、金属加工業者の多いことであろう。そこで、以下、金物業についてやや詳しく見ていく。

金物業といっても、多くの業種に分かれていた。業者350人のうち、刃物鍛治工70人でトップを占め、つづいて武具匠60人、鏡板職23人、ブリキ容器加工業者15人、錫容器鋳物師14人と数え、以下およそ30業種に分かれている。縫針、針金、はさみ、錠前、スプーン、じょうご、コップ、コンパス、鎖、大鎌、農具類など多種多様である。針金師の場合、職人二人、徒弟六人を、蹄鉄師の場合には、職人一人、徒弟二人を抱えていたといわれるから、全体として金物業に直接たずさわる人口は、1000人をはるかに上廻るものであったにちがいない⁷⁾。14世紀に入ったところで、金物業者のなかには、問屋制的営業をする者さえ現れており、市参事会はこれを禁止しなければならなかった。すなわち、第三の『規約書』(ca.1320/3-1360)184条に「5マイル以内に居住するコップ鋳物師の

何人に対しても〔仕事を〕下請けに出してはならない… swer kainen peckesmit in funf meilen verlegt …〕とあり、違反の罰金は 30 ポンドときわめて高額であった⁸⁾。

1348 年起こったニュルンベルクのツunft 闘争の牽引役を担ったのも、じつにこの金物業者であった。とくにその中心となったのは、「ガイスバルト党 Geisbärte」と呼ばれた鍛冶屋グループであったが、その核となった人物は Rudel Geisbart といった。彼はツunft 臨時政府のときには、なんらの役職にも就いていないが、隠然たる実力者であったらしく、1349 年 10 月復活した市参事会によって追放に処せられた不穏分子 23 名の筆頭にあげられており、またのちにブルクグラフはこの時期のことを「ガイスバルトの時代 Geisbartz zeiten」と呼んでいるほどである⁹⁾。

金物の筆頭は鉄製品であるが、鉄の産地はニュルンベルクの東 60 キロの、オーバーファルツ領のアムベルク Amberg、その北のズルツバッハ Sulzbach であった。その産出量は莫大であり、ある史家の計算によれば、中世・近世初頭のヨーロッパ各地の鉄の年間産出量（単位 t = トン）は次の如くである¹⁰⁾。

ドイツ	東アルプス地方	…	10,000 t	
	オーバーファルツ	…	10,000 t	
	ナッサウ地方	…	3,000 t	
	リエージュ地方	…	2,000 t	
	その他の地域	…	5,000 t	計 30,000 t
フランス				10,000 t
スウェーデン				5,000 t
イングランド				5,000 t
その他のヨーロッパ				10,000 t
				<hr/> 総計 60,000 t

つまり、オーバーファルツの鉄山は、ヨーロッパの鉄生産量の六分の一を占めていたのであり、最盛期には、それを遥かに凌いでいたようである。すなわち、ズルツバッハだけで、1406 年 20,000 t を産し、1543 年には 54,000 ~ 62,000 t に達したという¹¹⁾。

アムベルク鉄山の発見は、カール大帝の治世 787 年に溯るが、鉄山と史料に出てくるのは 1270 年のことである。この年、はじめて鉄圧延用の水力ハンマーの記事が土地領主の土地台帳に記載されている。しかし、1010 年 <Schmidmühle> という集落名が出て来、それを姓とするアムベルク市民がいるところを見ると、鉱山の開発は早くから始まっていたとおもわれる¹²⁾。鉱山を経営していたのは土地領主で、彼らは、荘園管理人のように、ミニステリアルを使って鉱山を管理し、農奴が採鉱に従事していた。のちにミニステリアルは独立して、坑口の所有者となり、また採鉱に従事していた農奴も自立して同所有者となった。このほか銀山の場合と同様、自由試掘権を行使して鉱山に入り込み、試掘に成功して、坑口所有者となった者もあった。旧一部の土地領主やミニステリアルのように、数箇所の坑口を所有する者は例外として、多くの坑口所有者はみずから採鉱・溶鉱に従事する小規模営業者であった。これら鉱山採掘者は採鉱夫組合 Gewerkschaft を結成し、他方では市民となり、アムベルクは 1163 年都市と称されている¹³⁾。

はじめ 1341 年アムベルク、ズルツバッハ両市の協定で、市民は非市民と溶鉱事業で協力関係を結んではならない、非市民は圧延用ハンマーを設けてはならない、とあったが、しかし、時の経過の

なかで実効性を失い、1455年のアムベルク市の規定で、鉱山採掘は同市民に限る¹⁴⁾とあるように、採掘はなお地元民に限られていたにせよ、溶鉱・冶金にはその規定がなく、名目的な市民権をえた他都市の企業家たちの乗り入れに対しては大目に見られた節がある。銀であれば、生産物はすべて最終的には領邦君主の財務府に納付され、貨幣として鑄造されるが、鉄は棒鉄、薄板鉄板にされた段階で現地で販売されねばならない。そのためには、他都市の市民が入り込んでくるのは、むしろ歓迎すべきことであったのである。

アムベルクと交流をもった最初の都市はレーゲンスブルクであった。アムベルクを貫流し、レーゲンスブルクでドナウ河に流入するフィルス Vils 川が、早くから舟による鉄の運搬を可能にしていたからである。人的交流はすでに12世紀に始まっていたとおもわれるが、史料的に確認できるのは13世紀からである。例えば12世紀末ロシアとの交易から Ruzarre, Ruzzer と称されたレーゲンスブルク市民家柄出身の Conrad der Ruze が、1311年アムベルク市民となっており、同家は1387年5基の圧延用ハンマーを所有している。1250年レーゲンスブルクの市参事会員であった Romer (Römer) 家は、1330年アウアー一揆 Aueraufstand に加担して、レーゲンスブルクを追われ、アムベルク市民となり、イタリアとの商業を営んでいる。レーゲンスブルクのシュルトハイス職家族として有名な Zant 家は、鉄商業で裕福になった。アムベルクとレーゲンスブルク両地に定着した Turndorfer 家は、オーバーファルツの Turndorf 出身で鉄商業に従事し、同家出身の Leo Turndorfer は1275年レーゲンスブルク司教となり、司教座ドームの建設者として知られている、などである¹⁵⁾。

レーゲンスブルクに続いて、ニュルンベルク市民が登場してくる。Ebner, Stromer, Teufel, Sachs, Gross 家などがそれぞれである¹⁶⁾が、ここではシュトロマー家について触れておこう。同家の先祖は13世紀初頭、Schwabach の Kammerstein 城に居住する騎士 Gerhard von Reichenbach に発するといわれるが、その子供 Conrad がニュルンベルクに移住し、王有林の管理官を勤めていた Waldstromer 家の女と結婚し、略してシュトロマーの姓を名乗った。彼は三度の結婚で33人の子供をもうけたが、その孫の一人に Heinrich Stromer がおり、その子供が『わが家系と冒険の書 püchel von mein geslecht und abentewr』をしるした Ulman Stromer (1329-1407) である¹⁷⁾。

彼は他方面の商業やドイツではじめての製紙用水車を設置したことで有名であるが、おそらくその従兄弟にあたる Otto Stromer, Ulrich Stromer は、1400年鉄圧延用ハンマーの所有者であった。後者は1380年ズルツバッハの市参事会員を勤めている。ウルマンの子孫である Hans Stromer は、1461年アムベルクの市長を勤めているが、地元の採鉱企業と紛争を起こし、1462年領邦君主であるファルツ選帝侯政府の所在地であるハイデルベルクに出掛け、弁明をしなければならなかった。彼の息子 Hans Stromer はアムベルクに留まり事業を続けているが、そのさい、ハンマー経営親方2名にそれぞれ780、259グルデンの金を貸している。その外にも数名のアムベルク市民に貸し付けを行っており、シュトロマー家はアムベルク採鉱企業家を間屋的に支配していたのではなかったか、とおもわれる¹⁸⁾。

逆にアムベルク側からニュルンベルク市民になった者も少なくなく、例えば13世紀ニュルンベルク市民となった Neumarkt 家はその代表で、1295年 Konrad von Neumarkt はカタリーナ女子修道院を建設し、寄進している¹⁹⁾。この家から、ニュルンベルク門閥市民の Muffel, Weigel, Mendel 家が枝分かれしたといわれる。ズルツバッハ近傍の Valz 村出身の Heldegen Valzner は、1396年以来ニュルンベルクの帝国造幣所の管理者となっているが、自分のことを圧延用ハンマーの所有者「製鉄主 Fabrikherr」と呼んでいた。彼の祖父 Rüdiger Valzner も鉄の大商人で、1350年マイン河で鉄

を満載した彼の舟が借金の抵当に押収されるという事件が起こっている²⁰⁾。マイン河が鉄の運搬に利用されていた証拠で、興味ふかい。また当時まだ帝国領であったボヘミアのエーガー Eger 市からも、アムベルクに進出した者がおり、例えば Schlick, Frankengrüner, Hekkel, Klopfer 家などがそうであるが、シュリック家は、のちにヨアヒムスタール銀山の開発に中心的にたずさわったシュリック伯の一族に属していた。やや後世になるが、1650 年 Rothau で圧延用ハンマー 3 基を経営していたフツェンロイター Hutschenreuter 家は、錫引き鉄板（ブリキ）の製造も営んでいたが、1814 年有名なフツェンロイター陶磁器の生産を開始した。じつはこの家はアムベルク出身で、16 世紀初頭 Georg H. がアムベルク市長を勤めている。そのほかにも、オーバーファルツ出身の企業家でヨアヒムスタールで働いている家族がいくつか発見されているのである²¹⁾。

アムベルクの鉄を原料として、それに加工して、武具、銃砲から農具、諸道具、刃物、鉄線、縫い針、飲食器具など日常用具にいたる製品、あるいは半製品を製造するに当って、ニュルンベルクがレーゲンスブルクなどを圧倒して、次第に優越した地位を獲得したのは、一つには錫を比較的近傍で入手できたためといわれる。錫はニュルンベルク北東 80 キロの Erbendorf、その北にひろがるフィヒテル山地 Fichtelgebirge で産出したのである。16 世紀に入ると、錫の主産地はザクセンに移り、錫の獲得をめぐるニュルンベルクはライプツィヒ商人と激しい競争を展開しなければならなかった²²⁾。

金物の原料としては、鉄の次は銅である。これは国境を越えて、遠く離れたボヘミアのクッテンベルク Kuttenberg (Kutona Hora) から得られねばならなかった。そして、それはニュルンベルクの国際商業の展開によってはじめて可能になることなので、その展開の流れのなかで考察することにしよう。

ニュルンベルクの金物は他都市の商人を引き付け、彼らによって、またニュルンベルク自身の商人によって、史家アンマンが克明に跡付けているように²³⁾、全ヨーロッパへ、さらにはその彼方へと輸出されたのであった。例えば、国内では、ハンザの盟主リューベック市の雑貨商規約（1353 年）に、取扱商品としてニュルンベルクの刃物があげられており、1392 年フランクフルトの大会では、ニュルンベルク商人がケルン市に刃物 6000 丁を引き渡している。こうした記録は、15 世紀に入ると頻繁となる。バーゼルの例をあげよう。バーゼルは、1418 年 107 グルデンで「白色ブリキ strutz」一樽をニュルンベルクで購入し、1433 年（アルマニャック戦争時）に 754 グルデンで小銃を、射撃指導員付きで購入、ブルゴーニュ戦争の起こった 1473、1475 年には、鉤付き鉄砲、短銃、砲身の長い蛇砲 Schlangen を 666 ポンドで購入している。まるで兵器廠の観があるが、戦時でない 1434 年には、釘 31000 本が購入されているのである²⁴⁾。国外での状況については、それぞれ当該箇所でも触れよう。

ニュルンベルクの第二の産業は織物業であった。第一「規約書」（1302/15）に「毛織物・粗毛織物 Loder 規約」が記載されており、その直後の第二「規約書」に、染色業、漂白業に関する規約が出てくるので、ニュルンベルクの織物業の確立は 13 世紀末・14 世紀初頭とおもわれるが、1363 年の「親方帳」によれば、織布親方は 28 人、^{けぼ} 蠶立工 10 人、染色業者 34 人を数えた。生産量は、検査料金から計算して、1377 年 1 万反、1421 年 2 万反と推定される。近辺の集落 Gostenhof, Wöhrd, Schwabach での生産を加えると、大体 2 万 4000 反位とおもわれる²⁵⁾。フランドルの毛織物を範として、同地から輸入した羊毛を原料とすることにこだわっていたが、織り方、仕上げの技術がいま一つであったのか、海外の評価は高くなかった。1413 年のエーガーでの評価によれば、ニュルンベ

ルク産1反9グルデンであったのに対し、ケルン15G. サン・トロン Saint Trond 21G. ルーヴァン 28G. であったという²⁶⁾。しかし、安価であるため、東ヨーロッパ全体でよく売れたのであった。

1363年には麻織物業が、1488年にはバルヘント織物業がオーバーシュヴァーベンから導入されたが、ニュルンベルクでは、大きくは成長しなかったのである²⁷⁾。

注

- 1) Quellen zur Geschichte und Kultur der Stadt Nürnberg (以下 Quellen Ng. と略す), Bd.3 (1965), S.35, 37, 41, 45, 51, 52, 54, 55, 57, 65 ; H.Lentze, Nürnbergs Gewerbeverfassung im Mittelalter, S.216-219.
- 2) Quellen Ng., S.58. Ez schol auch kayn antwerc kayn aynunge under in machen ane des rates wort, Swer daz prichet, der gibt fiunf phunt. 違反すれば、5ポンドという高額の罰金を納めねばならなかった。
- 3) Ibid., S.41.
- 4) Quellen zur Wirtschafts-und Sozialgeschichte Mittel-und Oberdeutscher Städte im Spätmittelalter, hrsg.von G.Möncke (Ausgewählte Qellen...Stein-Gedächtnisausgabe, Bd.37, 1982), Nr.63 (S.226f.). 佐久間弘展『ドイツ手工業・同職組合の研究——14-17世紀ニュルンベルクを中心に——』(創文社、1999年) 26頁。
- 5) Pfeiffer, S.99; H.Ammann, Die wirtschaftliche Stellung der Reichsstadt Nürnberg im Spätmittelalter, 1970, S.45ff. 瀬原『ドイツ中世都市の歴史的展開』(1998年)、139頁以下。なお、ニュルンベルク経済の全盛期である1621年には、手工業者親方は100業種、3500人に達したといわれる。Ammann, S.46.
- 6) 瀬原「バーゼル市における宗教改革の貫徹」(同『スイス独立史研究』ミネルヴァ書房、2009年)、218頁。同「シュトラスブルク市における宗教改革の展開過程」(同『スイス独立史』)、353頁を参照。なお、アウクスブルク市の16世紀初頭の状況も見ておこう。それによると、パン屋142人、肉屋120人、魚屋83人、ビール醸造業者135人、建築業者203人、金属加工業者341人、織物業者1451人となっており、同市の主産業が圧倒的に織物業にあったことが判る。金属加工業者のなかでは、金細工師の比重が大きく、1529年56人であったのが、1573年130人、1594年200人に増え、同市民の裕福化がうかがわれる。織物生産を見ると、1595年バルヘント織物41万反、1612年には同43万636反に達しているのである。Geschichte der Stadt Augsburg, hrsg.von G.Gottlieb, 1984, S.261-263.
- 7) Pfeiffer, S.99; Ammann, S.51f. 瀬原『歴史的展開』, 503頁以下。1557年ニュルンベルクに刃物鍛冶工は122人おり、週につき9、ないし10万丁の刃物を生産していたといわれる。Ammann, S.51.
- 8) Quellen Ng., S.187; Lentze, S.235. 親方の工房規模を制約したギルド規制はずっと維持されたようである。しかし、16世紀に入ると、その規制をかいくぐって、複数の工房を所有することによって、事実上の大型問屋制的経営を営む者が現れている。具体例については、佐久間、前掲書、188頁以下をみよ。
- 9) Chroniken d.deut.Städte, Bd.3 (Nürnberg 3), S.133, 136, 138, 321, 335 etc. ; Lentze, S.234.
- 10) F.M.Ress, Unternehmungen, Unternehmer und Arbeiter im Eisenerzbergbau und in der Eisenverhüttung der Oberpfalz von 1300 bis um 1630, Schmoller's Jahrbuch, 74 Jg./1954, S.50.
- 11) Ress, S.65f.
- 12) Ibid., S.80f., 66f.
- 13) Ibid., S.82f.
- 14) Ibid., S.75, 74.
- 15) Ibid., S.84f. レーゲンスブルクのアウアー蜂起については、瀬原, 前掲書, 179頁。
- 16) Ibid., S.72.
- 17) Chronik.d.deut.Städte, Bd.1 (Nürnberg 1), S.60ff.
- 18) Ress, S.72 Anm.60.
- 19) Pfeiffer, S.37.
- 20) Ress, S.86.
- 21) Ress, S.87.
- 22) Ammann, S.49. 年代は定かではないが、13世紀にニュルンベルクはErbendorfと相互関税免除協定を

- 結んでいる。Ibid., S.18. 瀬原「中世末期・近世初頭のドイツ鉱山業と領邦国家」(『立命館文学』585号, 2004年), 113頁。
- 23) Ammann, S.52-68. 史家シュタールシュミットも、15世紀半ばから16世紀末までの、商人化した金物業親方による、ドイツ各地での金物販売の例証を集めている。R.Stahlschmidt, *Die Geschichte des eisenverarbeitenden Gewerbes in Nürnberg von den 1.Nachrichten im 12.-13.Jahrhundert bis 1630*, Nürnberg 1971, S.142. 佐久間、前掲書、190頁をみよ。
- 24) Ibid., S.52f., 58f.
- 25) Quellen Ng., S.40-42, 75-77, 92ff.:Ammann, S.70-72. 検査料金は220反で15リブラlb.であり、1377年の検査料は700lb.(10200反)、1500年は1500lb.(22000反)であった。アウクスブルク市での生産量の1/20程度であったことが判る。上記注(6)を見よ。また1441年ウルム市に集荷された麻織物は、検査料3555フローリンから推定して、13万6000反に達し、ニュルンベルクのその6倍であった。瀬原、前掲書、510頁。
- 26) Ammann, S.73.
- 27) Ibid., S.72f.

(続く)

〔追記〕

筆者と故石井英桑雄教授との付き合いの始まりは、筆者が学部長を務めていた1978年4月のことであった。当時、第二次学園紛争というべきものが起こっていて、暴力事件が頻発していた。そうした学生を呼び出して事情を聴取し、説得するという困難な学生主事の仕事を、石井君に委ねたのである。立命館に赴任してきてまだ日は浅かったが、石井君は快く引き受け、テキパキと処理し、おかげで紛争はほぼ収まった。そのご苦勞に対し深く感謝しているものであり、その微意を表す意味で、専門を異にするが、この一文を草した。

(本学名誉教授)